

地域再生計画

1 地域再生計画の申請主体の名称

北海道広尾郡広尾町

2 地域再生計画の名称

新生地区再生計画

3 地域再生計画の取り組みを進めようとする期間

平成16年度から平成18年度までの3ヶ年間

4 地域再生計画の意義及び目標

広尾町は北海道十勝管内の最南端にあり、町の東側には太平洋が、西側には日高山脈がそびえ、豊かな海や森など雄大な自然に恵まれている。

広尾町は十勝で最も古い歴史を持ち、その昔北海道が蝦夷地と呼ばれていた時代、慶長年間に商場（場所）が開設され、次いで寛文年間に場所請負制度発足。長くトカチ場所の中心として栄え、明治期まで十勝の政治・経済・文化の拠点となっていた。

昭和55年に広尾町にオープンした広尾海洋水族科学館とノルウェー国立ベルゲン水族館が姉妹提携したことからサンタの国ノルウェーとの交流が始まり、広尾町は昭和59年にはノルウェーのオスロ市からサンタランドとして認定され、ノルウェー国外初のサンタランドとなっている。

当該計画により再生を図ろうとしている『新生地区』は、町の北部地域の広尾町字野塚にあり、多目的保安林、人工海水浴場、海洋水族科学館、水産動物科学館、キャンプ場、遊具施設、海洋博物館、勤労者体育センター、林業振興センター、パークゴルフ場や森林迷路など自然活動や野外活動ができる拠点施設を有しており、「シーサイドパーク広尾」として町内外の訪問者に親しまれてきた。このように「新生地区」は、広尾町のみならず南十勝においても非常に重要な地区として位置づけられているが、「シーサイドパーク広尾」全体としても全国のテーマパーク同様に利用が低迷し、施設利用の需要は激減してきているのが現状である。

しかしながら、この地区には上述した施設だけでなく観光資源、文化施設が集積されており、他に類を見ない地域となっている。会議や集会等終了後、ただちにレクリエーションに移ることも可能である。このように「海と山」の環境が混在している地域特性を最大限に発揮させることによって、「シーサイドパーク広尾」関連施設を有効活用するだけで

なく、地域全体を再生していきたい。

一方、「林業振興センター」は協業による林業生産の合理化と森林組合労務班員及び、林業従事者の技術向上を図るため、協業活動体制の強化及び協業活動の円滑な推進を目的として、昭和52年に施設計画を策定し、昭和55年に建設着手、昭和56年5月から供用開始された。

施設建設当初においては、南十勝3町村（広尾町・大樹町・忠類村）に林業従事者の協業・宿泊研修施設がないこと。大樹・忠類の2町村は広尾町から独立したこと。将来の林業の展開をにらんだ場合、京浜市場において輸出用梱包材が最大の利用分野であるとし、確固たる地位を獲得するためには恒常的な大量供給体制を築かなければならず、船舶輸送が不可欠の要件と考え、重要港湾十勝港を要する広尾町に建設し、各拠点施設の集積されたこの地域が選定された。

現在では、林業を取り巻く環境は厳しさを増し、主力生産材のカラマツの価格低迷が続く、炭坑の相次ぐ閉鎖等により、小径材を中心とする間伐材の利用も進まず、林業従事者の施設利用も激減し、休業状態になっている。

そこでこの施設を「公民館的な一般向け施設として、集積された施設と自然環境を活かした憩いの場」として活用することとし、主な目的をサークル活動開催の場としての文化交流拠点や自然との交流拠点、共同作業所的な授産施設的（知的障害者の職場適応訓練場：親が情報交換の場として利用後、親子の交流が図れる場）としての地域福祉活動拠点へと移行し、地域住民による町づくり意識を高めるための多目的施設として利用することとしていきたい。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

補助対象施設を有効活用する地域再生計画により、この地区にあるキャンプ場、水族館、遊具施設、体育館、パークゴルフ場、森林迷路、郷土資料館、人工海水浴場等の環境・観光・文化等の資源と、新たな利用目的による活動拠点が融合し地域全体の人と物の両面で物流を創りだす。

町が行う必要最小限の投資により、地域住民が長年に活動できる環境を整備でき、町民のニーズにも応えることが出来る。

なお、「林業振興センター」の当初の利用計画では、集会等による利用が129日、延べ利用人数で2,444人であるが、施設の多目的利用により、これを上回ることが期待できる。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

13004 補助対象施設の有効活用

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

別紙 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容、支援措置を受けようとする者及び支援措置を講じようとする日

別紙

1 支援措置の番号及び名称

13004 補助対象施設の有効活用

2 当該支援措置を受けようとする者

広尾町

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

広尾町が支援措置を受けて、広尾町字野塚989番地の補助施設「林業振興センター」を有効活用し、広く一般町民に開放出来る体制を整え、地域の福祉・文化・観光活動を後押しする。実施期間は、認定後の早い時期とする。

これにより、新たな活動拠点建設等に係る経費の削減が図られると同時に人と物の物流を創造することで、各種の情報の発信・共有を図り長期的な地域の発展を図る。

(支援措置 1 3 0 0 4 に係る添付書類)

- 1 . 補助事業者の意見
- 2 . 当該施設における補助目的を取り巻く社会経済情勢の変化
- 3 . 当該施設における最近の状況
- 4 . 補助対象施設の現状
- 5 . 転用の必要性
- 6 . 転用の時期
- 7 . 転用の相手方
- 8 . 転用の形態
- 9 . 転用後の施設の目的
- 1 0 . 転用により期待される効果

資料 1 シーサイドパーク各施設集客状況調べ

資料 2 地域の施設配置図

資料 3 利用計画

資料 4 林業振興センターの設置及び管理に関する条例

資料 5 林業振興センターの設置及び管理に関する条例施行規則

資料 6 広尾町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

1 補助事業者の意見 (北海道の意見)

当該施設は、広尾町・大樹町・忠類村の南十勝3町村における林業従事者の宿泊を兼ねた協業活動拠点施設として、昭和55年に建設されたものである。

建設当初は利用者数も順調に伸びたものの、長引く木材価格の低迷や輸入木材の増加、高齢化等の進展による林業の停滞とともに、道路の整備や自動車保有台数の増加による3町村間の日帰り移動者の増加等に伴い、施設の利用者も年々減少し、大幅な赤字を繰り返したため、平成9年からはほぼ休業状態が続いている。

そのため広尾町は、他の2町村の同意も得た上で、町民の意向を踏まえた多角的な施設の利用を図るなど、施設の有効活用を図るこの地域再生計画を建てた。

道としては、これまで、当初の利用目的に沿い、一刻も早い利用再開について指導してきたところであるが、当該施設のこれまでの経営状況や、林業をはじめとする南十勝を取り巻く社会経済情勢等を総合的に判断すると、当初の利用目的に沿った形だけでの施設の再開は、事実上難しいと考える。

今回の地域再生計画が、広尾町をはじめとする南十勝の活性化に寄与するためのやむを得ない措置であると思われることから、計画認定にあたり、特段のご理解をお願いするものである。

(施設の概要)

事業名	第2次林業構造改善事業
事業目的	協業による林業生産の合理化と森林組合労務班員及び、林業従事者の技術向上を図るため、協業活動体制の強化及び協業活動の円滑な推進を目的として、林業者の研修、集会、宿泊施設を設置する。
事業工期	昭和55年6月～昭和55年12月
所在地	北海道広尾郡広尾町(新生地区)
事業主体	広尾町
施設名称	「林業振興センター」
建築面積	468.12㎡
延床面積	698.94㎡
敷地面積	2,068.00㎡
建物構造	鉄筋コンクリート二階建て
建設費	106,000千円
財源内訳	国庫 53,000千円(50/100) 道費 21,200千円(20/100) 町費 31,800千円(30/100)
供用開始日	昭和56年5月
管理主体	財団法人 広尾青少年教育協会
管理委託契約日	昭和56年4月

地元の意見

当該補助施設は林業構造改善事業により昭和55年に建設された協業活動拠点施設であり、その補助の目的から新生地区にある各種施設との融合において、利用方法に難しい面があった。

今回の地域再生計画により、使用目的を付加し多目的に利用できることは施設の有効活用、地域の利用形態に幅を持たせる上でも重要と考えている。

過疎化による人口の減少や高齢化は避けて通れない環境にあっても、地域の活性化に向けた施策は必要であり、この地区にあっては、環境面において、森林・河川・砂浜等という自然環境が整っている。これらの資源と地域に集約されている施設の有効活用を図れることが重要と考えている。

2 当該施設における補助目的を取り巻く社会経済情勢の変化

施設「林業振興センター」の整備目的

本施設は協業による林業生産の合理化と森林組合労務班員及び、林業従事者の技術向上を図るため、協業活動体制の強化及び協業活動の円滑な推進を目的として、昭和52年に施設計画を策定し、昭和55年に建設着手、昭和56年5月から供用開始された。

本施設は、広尾町字野塚989番地にあり、施設に隣接して多目的保安林、人工海水浴場、海洋水族科学館、水産動物科学館、キャンプ場、遊具施設、海洋博物館、勤労者体育センター、パークゴルフ場や森林迷路など自然活動や野外活動ができる拠点施設がある。

施設建設当初においては、南十勝3町村（広尾町・大樹町・忠類村）に林業従事者の協業・宿泊研修施設がないこと。大樹・忠類の2町村は広尾町から独立したこと。将来の林業の展開をにらんだ場合、京浜市場において輸出用梱包材が最大の利用分野であるとし、確固たる地位を獲得するためには恒常的な大量供給体制を築かなければならず、船舶輸送が不可欠の要件と考え、重要港湾十勝港を要する広尾町に建設し、各拠点施設の集積されたこの地域を選定した。

社会情勢等の変化

昭和43年に広尾町開基100年を迎え、昭和53年の開基110年を建設開始年として、新生地区に、水族館や遊園地を備えた施設建設を始めた。当初より、町内に小規模な水族館施設があったこと。漁業を中心に町が栄え、重要港湾十勝港を有していること。北海道十勝支庁管内では海に恵まれた環境であることが主因である。

林業従事者の協業・宿泊研修施設であることから、宿泊施設としての建物のPRがない状況にありながら、当初の利用は、順調であり、広尾町シーサイドパーク（新生地区）の開園も追い風となり、宿泊者数や利用者増に繋がった。

昭和63年には開基120年を記念し、HIROO EXPO'88として、十勝海洋博を開催し、「小さな町の大きな挑戦」は成功のうちに終了した。

しかしながら、施設の収益に改善はみられず、建物の有効利用を図りながら収支の改善

を図るため、冬期間の利用を停止し、人件費等の抑制に努めたが、経年的な補修費等の費用も増大し、昭和56年から平成8年までの16年間において総売上47,881,500円をあげながら、収益は127,783,500円の赤字となった。

その後も町の一般会計からの町費充当額は年間1,000万円前後で推移した。

この間、林業を取り巻く環境は厳しさを増し、主力生産材のカラマツの価格低迷が続き、炭坑の相次ぐ閉鎖等により、小径材を中心とする間伐材の利用も進まず、現在に至っている。

また、現在にあっては、市町村合併の枠組みから、忠類村は3町村合併（広尾町・大樹町・忠類村）の枠組みから外れ、他の町村との任意合併協議会に参加しており、法定協議会に移行予定である。シーサイドパーク全体としても、全国のテーマパーク同様に利用が低迷し、施設利用に当たっての需要は激減している。

有効活用の目的

昭和56年5月の供用開始後、社会経済情勢の変化により、隣接する広尾町シーサイドパークの利用者も激減し、施設を利用する一般客が減少した。林業従事者による利用だけでは、収支の改善は得られるわけもなく、経営合理化によっても、施設利用者の減少をくい止めることが出来ず、施設の運営は困難になった。

北海道の林業全体をとっても、木材価格の低下や炭坑の閉山に伴う木材需要の減少、安価な輸入材の流入により、林業経営は圧迫され、林業従事者の意欲は後退している。

協業による林業生産の合理化と森林組合労務班員及び、林業従事者の技術向上を図るため、協業活動体制の強化及び協業活動の円滑な推進を目的とした施設の利用も激減し、休業状態となっている。

そこで本施設の今後の利用方法は、「公民館的な一般向け施設として、集積された施設と自然環境を活かした憩いの場」として活用し、主な目的を文化交流拠点、地域福祉拠点、自然との交流拠点へと移行し、地域住民による町づくり意識を高める多目的施設としての利用としたい。

3 当該施設における計画と最近の状況

計画利用人数

延べ利用人数 2,444人/年

最近3年間の利用状況

平成9年度以降、有料入場者は0人を続けている。

詳細については、別紙1「シーサイドパーク各施設集客状況調べ」を参照。

4 補助対象施設の現状

新生地区全体の施設の管理委託を受けた広尾青少年教育協会が適性に管理している。

しかしながら、利用低迷により、当該補助施設の維持管理は巡回管理となっており、近年は、捜査協力による長期使用を除くと、地域のイベント時の利用に留まっている。

5 転用の必要性

施設建設後24年を経過し、また、海岸線に設置されていることもあり、老朽化が激しい。当初の宿泊施設としての利用には多大な改修費用が必要であり、費用対効果を考えた場合、宿泊施設としての改修は難しい。

また、この地域は「広尾町シーサイドパーク」と呼ばれるミニテーマパークの形態を取っているが、この地域の今後を考えた場合、小さな町が維持できるものではなく総合的な利用方法の転換を計らなければならない。全ての施設を有機的に結びつけ集積している町有財産を利活用していかなければ地域の再生はあり得ない。

水族館は漁協や前浜が進めるマツカワやハタハタの増養殖施設として再生し、周遊水槽を残して小学生の社会科教育に用いる計画がある。

遊具施設は老朽化しており、撤去後、緑と花の公園として再生し、レストハウスは飲食物の提供を中止して、休憩所として一般開放する。

体育館等の施設は現状の利用方法を維持し、各種の町民大会会場として引き続き利用する。

地域再生計画に申請するこの補助施設は当初の目的を変更し、または、新たな目的を追加して活用できるならば、全ての施設を連動させることができる。

集積された各施設の今後の展開と利活用を考えた場合、宿泊集会施設としての性格を見直し、多目的に利用できる施設と位置づけできるなら、豊かな自然と当町の文化、各種の施設を融合でき「人と物」の新しい流れが出来ると考えられる。

最小限の補修で、施設を有効活用するには宿泊施設としての性格を変更しなければならず、転用が必要と考えている。

6 転用の時期

認定後の早い時期（平成16年9月）

7 転用の相手方

広尾町

8 転用の形態

使用目的の変更

9 転用後の施設の目的

宿泊施設としての機能は、サークル活動など文化的活動拠点とし、集会施設は講習会場や郷土資料展などのギャラリーとして機能させ、宿泊ホールは多目的ホールとして福祉利

用その他に使用する。利用目的を文化交流拠点、地域福祉拠点、自然との交流拠点へと移行し、地域住民による町づくり意識を高める多目的施設として再生する。

平成16年に条例改正を行い、平成17年度小規模改修および住民周知を計り、平成18年度からの本格利用を考えている。

10 転用により期待される効果

今後、地域の過疎化や高齢化は避けられず、町村合併を経ても、住民サービスには限界が訪れる。このとき、各種の人的活動（例：ボランティア）等を通じて情報の発信や共有が興り、地域活性化にむけた「地域住民による町づくり意識」の高揚が期待できる。

地域コミュニティの再構築が期待できる。